

11月15日は、いい遺言の日 です！

あなたの大切な人のために遺言書を残してみませんか？



法務局に遺言書を保管される例

・夫婦間に子どもがいない

例えば、**子供のいない夫婦**のうち、**夫が死亡**した場合、既に両親が亡くなっているときの相続人は、妻と夫の兄弟姉妹になります。

相続分は、妻は**4分の3** 夫の兄弟姉妹は**4分の1**の割合で分けることになります。



・息子の妻に財産を残したい

例えば、**息子の死亡後**、**その妻**が亡夫の親のお世話をしているような場合、その妻に財産を残したいと思っても**息子の妻は相続人ではない**ため、財産を相続することはできません。



ありがとう！

詳しくは
隣のQRコードを
読み込んでみてね！

預けて安心！

自筆証書遺言書保管制度

